

2025 年 2 月 1 日

各位

大阪府中央区道修町二丁目 6 番 8 号
住友ファーマ株式会社
代表取締役 木村 徹

東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号
株式会社 RACTHERA
代表取締役 池田 篤史

吸収分割に係る事後開示事項

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後備置書面)

住友ファーマ株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社 RACTHERA（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2024 年 12 月 17 日付けで吸収分割契約を締結し、2025 年 2 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社の再生・細胞医薬事業（再生・細胞医薬製造プラントに関する事業を除きます。）に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。本分割に関し、会社法第 791 条 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条の規定により開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

- 1 本分割が効力を生じた日
2025 年 2 月 1 日
- 2 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求（株主による吸収分割の差止請求）に係る手続の経過について
本分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について
本分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2024 年 12 月 27 日付けの官報及び電子公告により債権者に対し公告を行いました。同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求（株主による吸収分割の差止請求）に係る手続の経過について

本分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について

本分割において、会社法第 797 条の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2024 年 12 月 27 日付けの官報へ公告を掲載し、かつ、知れている債権者への個別の催告を行いました。同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4 本分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本分割の効力発生日である 2025 年 2 月 1 日をもって、吸収分割会社から、吸収分割契約に定める吸収分割会社の再生・細胞医薬事業（再生・細胞医薬製造プラントに関する事業を除きます。）に関する権利義務を承継しました。吸収分割会社から引き継いだ資産及び負債の額は、それぞれ 4,164 百万円（概算値）、185 百万円（概算値）です。

5 本分割の変更の登記をした日

本分割にかかる変更登記申請は、2025 年 2 月 7 日までに行う予定です。

6 その他本分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上